

防整技第 9 2 2 号
令和 6 年 1 月 1 9 日
一部改正 防整技第 1 5 1 0 7 号
令和 6 年 6 月 2 7 日

大 臣 官 房 会 計 課 長
地 方 協 力 局 環 境 政 策 課 長
防 衛 大 学 校 総 務 部 管 理 施 設 課 長
防 衛 医 科 大 学 校 事 務 局 企 画 部 管 理 施 設 課 長
防 衛 研 究 所 企 画 部 総 務 課 長
統 合 幕 僚 監 部 総 務 部 総 務 課 長
陸 上 幕 僚 監 部 監 理 部 会 計 課 長
海 上 幕 僚 監 部 総 務 部 経 理 課 長
航 空 幕 僚 監 部 総 務 部 会 計 課 長 殿
情 報 本 部 総 務 部 会 計 課 長
各 地 方 防 衛 局 調 達 部 長
帯 広 防 衛 支 局 長
熊 本 防 衛 支 局 長
名 護 防 衛 事 務 所 長
防 衛 装 備 庁 長 官 官 房 会 計 官

整備計画局施設技術管理官
(公 印 省 略)

官庁施設の設計業務等積算基準等の運用について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので、令和 6 年 2 月 1 日以降の公示に付するもの又は入札公告を行うものから適用されたく通知する。

なお、官庁施設の設計業務等積算基準等の運用について（防整技第 4 6 1 3 号。3 1. 3. 2 0）は、令和 6 年 1 月 3 1 日限りで廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計画官、地方協力局総務課長、地方協力局在日米軍協力課長、陸上幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、航空幕僚監部防衛部施設課長、情報本部計画部事業計画課長

官庁施設の設計業務等積算基準等の運用

本運用は、建設工事に係る設計業務委託積算価格算定要領について（防整技第14870号。令和6年6月26日）において適用した「官庁施設の設計業務等積算基準」及び「官庁施設の設計業務等積算要領」（以下「積算要領」という。）の運用を定めるもので、適正な設計業務の積算に資することを目的とする。

- 1 直接人件費の単価は、整備計画局長が定める「設計業務委託等技術者単価」における技師Cの単価とする。
- 2 積算要領第2章2.2（1）一般業務のすべてを委託する場合の一般業務に係る業務人・時間数の算定において、床面積の合計が積算要領別表1-1における適用規模の範囲外となる建築物の設計等に係る業務人・時間数については、令和6年国土交通省告示第8号別添二に掲げられている建築物の類型に応じて、積算要領別表1-1の係数を用いて、積算要領第2章2.2（1）及び6.2（1）の算定式により算定することができるものとする。ただし、この場合において、業務分野ごとに、算定対象の建築物と同一の類型における第1類と第2類それぞれの業務人・時間数を算定し、第1類による場合の算定値が第2類による場合の算定値を上回る場合は、表1に掲げる類の算定値を採用する。（第2類が存在しない第六号、第七号及び第十一号を除く。）

表1 第1類と第2類の算定値が逆転する場合に採用する算定値

建築物の類型	床面積の合計が適用規模の最小値を下回る場合	床面積の合計が適用規模の最大値を上回る場合
第一号、第三号、第四号、第五号、第九号及び第十号	第1類	第2類

- 3 積算要領第2章2.3（1）成果図書に基づく積算業務として、積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積収集及び見積検討資料の作成の業務を分割して委託する場合の業務細分率は表2とする。

表2 積算業務に係る業務細分率

積算業務項目	積算業務に係る業務細分率
積算数量算出書の作成	0.51
単価作成資料の作成	0.18
見積収集	0.19
見積検討資料の作成	0.12

- 4 積算要領第1章2.6による特別経費は、特別に依頼する現地調査、設計協議、総合調整業務等に必要となる交通費等及び宿泊費（以下「交通費等」という。）を別途必要に応じて計上できる。なお、交通費等の算定は、防衛省所管旅費取扱規則（平成18年防衛庁訓令第109号）を適用する。